



都市地下空間活用研究会

Urban Underground Space Center of Japan

USJ NEWS LETTER

平成31 (2019) 年2月 No.21

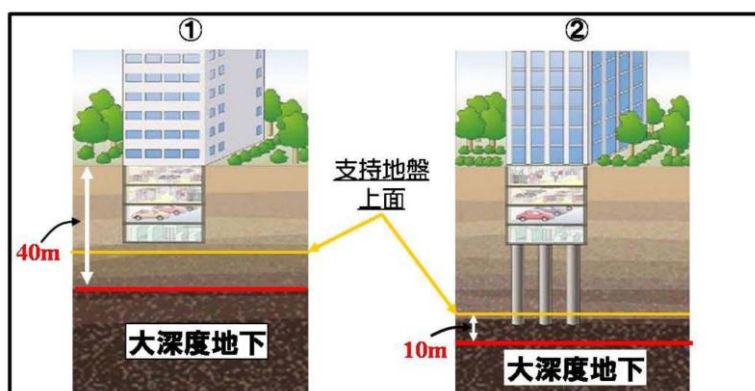
大阪分科会・第2回講演会

平成31年1月18日(金)に大阪分科会の平成30年度第2回の会合が、グランフロント大阪タワー内の大阪ガスエネルギー文化研究所都市魅力研究室の会議室で開催されました。今回は国土交通省都市局都市政策課の福田悦子課長補佐を講師にお迎えし、「大深度地下利用について」というタイトルで、大深度地下利用の状況、法の概要、事業の認可要件をはじめとして、大深度利用をめぐる話題をご紹介いただきました。



国土交通省福田課長補佐

リニア中央新幹線の建設に際して適用されていることで俄然注目を集めるようになった大深度地下空間の利用については、平成13年に大深度地下の公共的使用に関する特別措置法が施行されてから、これまで平成19年度に神戸市大容量送水管整備事業が第一号の事業、平成25年度に東京外かく環状道路が次の事業として認可されました。中央新幹線整備事業は平成30年度に3番目の事業として認可されたものです。

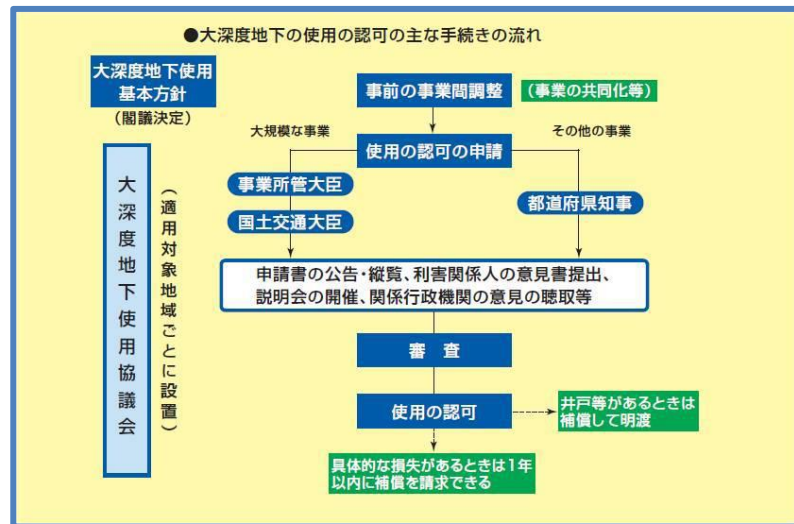


首都圏、近畿圏、中部圏の大都市地域を対象に適用される法律ですが、大深度地下空間とは、地下室建設などのための利用が通常行われない深さ(地下40m以深)と建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ(支持地盤上面から10m以深)のいずれか深い方の深さの地下空間となっています。

大深度地下利用の認可の主な要件としては、

- 事業が公共利益となり、円滑に遂行されるもの、
 - 事業者が事業遂行の十分な意思と能力を有していること、
 - 政府の基本方針に適合していること、
 - 安全の確保、環境の保全のための配慮事項をみたすもの、
 - 事業区域に係る土地に通常の建築物が建設されても十分な耐力を有すること、
- などとなっているとのことです。

これらの事項について、具体的な事例を参照しながらわかりやすく解説、講演していただきました。



会場で交わされた主な質疑応答は以下の通りでした。

Q1 大深度地下法を適用せずに、大深度地下を利用している事業があると思うが、その場合の用地処理はどうしているのか。

A1 おそらく、一般の公共事業と同様、任意取得や土地収用法による収用を行っていると思われる。

Q2 大深度法の認可後、事業区域はどのように確認すればよいのか。

A2 大深度法の認可後、市町村において図面を縦覧している。

Q3 環境影響の調査について、一般的な環境影響評価以外の大深度特有の事項があるのか。

A3 大深度法の基本方針には、地下水、施設設置による地盤変位、化学反応などの項目があげられており、これらについて環境への影響を確認している。

Q4 大深度地下法の適用範囲が大都市地域に限定されているのはなぜか。

A4 大深度法は、土地利用の高度化・複雑化が進んでいる大都市地域において公益的な事業の遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的としていることから、三大都市圏としている。

Q5 大深度法は大都市部のみ適用するのであれば、認可権者は知事にすればよいのでは。

A5 国や都道府県が事業者である事業や、事業が2以上の都道府県にまたがる場合等は、国土交通大臣が認可する仕組みとなっている。

Q6 大深度地下事業の防災面について、例えば立坑の間隔などの規定はあるのか。

A6 特に規定はないが、立坑は、火災時の避難口や浸水時の排水施設の設置場所となるため、これら大深度地下における安全の確保に配慮した事業計画とする必要がある。

以上

(文責：事務局 川上征雄)